

確定申告等における、おむつにかかる 費用の医療費控除と障害者控除について

おむつにかかる費用の医療費控除

おむつの利用にかかった費用を所得税、住民税の医療費控除として確定申告等することができ
る場合があります。

要介護・要支援認定をお持ちでおむつにかかる費用の医療費控除を受ける方は「おむつ使用証
明書」を市が交付する「主治医意見書を確認した書類」に代えることができます。

「主治医意見書を確認した書類」は必要事項を確認後、後日送付しますので、介護保険被保険者
証を持参し、窓口で申請してください。

※「おむつ使用証明書」は主治医にご相談ください。

障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で、
令和6年12月31日現在(死亡の場合はその日)の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以
上の障がいがあると認められる方は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」により「障害者控除」、
または「特別障害者控除」を受けることができます。

対象者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。また、要介護認定申請中の方、
または要介護認定を継続して転入された方につきましては、2月以降に送付します。必要であれ
ば確定申告等のときにご利用ください。

※身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障害者手帳等では
特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合には障害
者控除対象者認定書を送付します。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

申請・問合せ先 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・2571

精神保健相談会のお知らせ

場 所 甚目寺保健センター

日 時 2月14日(金) ①午後1時30分～ ②午後2時20分～

内 容 医師による、心の悩みに関する個別相談会です。本人だけでなく、ご
家族の方も相談できます。

予約・問合せ先 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461



虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は時間外窓口につながります)

※FAX番号 443・2571(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp